

千歳市建設工事における元請・下請適正化指導要綱

平成 22 年 3 月 1 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、千歳市が発注する建設工事において、市における指導及び建設業者の取組について定め、もって施工体制の適正化を図ることを目的に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「元請」とは、千歳市から直接工事を請け負った建設業者（以下「元請業者」という。）及び工事が数次の下請契約により行われる場合のそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。

2 この要綱において「下請」とは、元請業者からその工事の一部を請け負った者及び工事が数次の下請契約により行われる場合のそれに続くすべての下請契約における受注者をいう。

(市内業者の活用)

第 3 条 元請業者は、建設工事の施工に伴う工事資材の調達及びその工事の一部を他人に請け負わせて施工させる場合には、可能な限り市内業者を活用するよう配慮するものとする。

(適正な下請契約の締結)

第 4 条 建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守することとし、建設工事の内容や工期及び工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

- (1) 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠するものの内容を持つ契約書により、契約を締結すること。
- (2) 契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
- (3) 請負価格は、事業主及び本人負担分の法定福利費相当額を含めた契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとし、消費税相当分を計上すること。
- (4) 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。
- (5) 契約の当事者は、標準見積書等の活用を努めること。
- (6) 下請契約の締結後、正当な理由がなく請負価格を減ずる等、自己の取引上の地位を不当に利用しないこと。

(代金支払等の適正化)

第 5 条 元請から下請に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する下請契約に関するもののほか、次の各号に定める事項を遵守するものとし、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

- (1) 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの

期間をできる限り短くすること。

- (2) 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
- (3) 手形期間は、60日以内のできる限り短い期間とするよう努めることとし、一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (4) 元請は、前払金の支払を受けたときは、下請に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を現金で前払すること。
- (5) 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。
- (6) 元請は、下請が倒産、資金繰りの悪化等により、再下請負人、建設労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。また、元請業者は、下請工事の施工に関し、紛争が生じないように努めること。

(施工体制台帳の写しの提出等)

- 第6条 下請契約を締結した元請業者は、すべての下請負人を把握するとともに、請負代金の額を明示したすべての下請契約書（2次以下の下請契約を含む。）等の写しを添付した施工体制台帳を作成し、その写しを市に提出しなければならない。
- 2 前項の施工体制台帳に記載された下請が、さらにその工事の一部を他の建設業者に請け負わせたときは、当該工事の内容、工期等を元請業者に対し、再下請負通知書により通知しなければならない。
 - 3 第1項の元請業者は、施工体系図を作成の上、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示し、その写しを市に提出しなければならない。

(一括下請の禁止等)

- 第7条 建設業者（元請及び下請をいう。以下同じ。）は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業者は、不必要な重層下請を行わないものとする。

(技術者の適正な配置等)

- 第8条 建設業者は、工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等を適正に配置しなければならない。
- 2 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない主任技術者及び監理技術者には、その建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
 - 3 建設業法第26条第3項に規定する専任の者に係る前項に規定する雇用関係は、当該工事に係る入札の申し込みのあった日（入札の申し込みを伴わない工事にあつては入札の執行日、随意契約による工事にあつては見積書の提出のあった日）の3か月以上前から継続しているものでなければならない。

(下請の選定)

- 第9条 元請は、下請の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者のうちから、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、

労働福祉の状況、関係企業との取引状況、社会保険等の加入状況等を総合的に勘案して、優良な者を選定するように努めるものとする。

- 2 元請は、暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）の趣旨を踏まえ、同条例第2条第4号に規定する暴力団関係事業者を下請に選定してはならない。

（建設労働者の雇用条件等）

第10条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定を図ることとし、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 建設労働者の雇用に当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に整理すること。
- (3) 工程管理及び労働時間管理を適正に行い、労働時間の短縮や休日の確保に十分配慮をすること。
- (4) 労働安全衛生法を遵守する等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者や危険な作業を行う建設労働者等に安全衛生教育を実施すること。
- (5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (6) 労働者災害補償保険法に係る保険料を適正に納付すること。また、任意の労災補償制度及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入する等、万一の事故に備えて、十分な対策を講ずるよう配慮すること。
- (7) 建設労働者の賃金については不払い等が発生しないよう、必要な措置をとること。

2 元請業者は、その建設工事におけるすべての下請に対して、建設労働者の雇用・労働条件の改善等のための指導、助言その他の援助を行うものとする。

3 元請業者以外の元請及び下請は、前項の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

（退職金制度の確立）

第11条 建設業者は、勤労者退職金共済機構の制度を利用する等、労働者に対して退職金制度を確立するよう努めるものとする。

（建設業退職金共済制度に係る元請業者の事務）

第12条 建設業退職金共済（以下「建退共」という。）制度に加入している元請業者は、市に対し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 工事契約を締結した場合、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を建設業退職金共済掛金収納書届（以下「収納書届」という。）に貼付し、工事契約締結後速やかに市に提出するものとする。ただし、工事契約当初に建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、収納書届にその理由を記載して提出すること。
- (2) 自ら雇用した建退共制度の対象労働者への証紙貼付実績について記録した建退共証紙貼付実績書（以下「実績書」という。）を、工事しゅん功後速やかに市に提出するものとする。

- (3) 下請契約を締結する場合は、その下請に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交付するものとする。
- (4) 前号の場合、下請が雇用した建退共制度の対象労働者への証紙貼付実績について記録した実績書を業者ごとにすべてとりまとめの上、第2号の実績書とあわせて市に提出するものとする。

(建設労働者の技術・技能の向上)

第13条 建設業者は、建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めるものとする。

(適正な雇用管理等)

第14条 建設業者は、雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めるものとする。

- 2 建設業者は、建設労働者の募集を適正に行うものとする。また、出入国管理及び難民認定法等に違反して外国人を不法に就労させないものとする。

(工事事故の防止等)

第15条 建設業者は、建設工事の施工にあつては、保安員の適正配置、地下埋設物に対する取扱いの配慮、建設労働者の技術研修等安全管理体制を強化し、事故絶滅に努めるものとする。

- 2 建設業者は、建設工事の施工にあつては、交通事故等を起こさぬよう万全の注意を払わなければならない。

(災害の報告)

第16条 災害が発生した場合には、下請は、元請及び元請業者に報告するものとする。

(その他)

第17条 建設業者は、この要綱に定めるもののほか、建設業法、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

(実態調査)

第18条 市は、この要綱に掲げる事項について、必要に応じ、元請及び下請の協力のもとに実態調査を行うものとする。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、施行の日以後に契約が締結される建設工事から適用する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行の日以後に契約が締結される建設工事から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行の日以後に契約が締結される建設工事から適用する。

附 則（令和 6 年 11 月 1 日）

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行し、施行の日以後に契約が締結される建設工事から適用する。